

(お知らせ)

放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関するさくらクリニックとの
覚書の締結について

平成 19 年 9 月 10 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

福島第一原子力発電所ならびに福島第二原子力発電所は、本日、さくらクリニック（福島県双葉郡富岡町 院長；佐藤 正憲）と、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を締結しましたのでお知らせいたします。

原子力発電所では、保守作業等を行っている際に、万一放射性物質による汚染（付着）を伴う傷病者が発生した場合、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、病院に対して受け入れをお願いすることとしておりますが、今回締結した覚書は、そうした放射性物質による汚染を伴う傷病者のさらなる迅速な受け入れならびに的確な救急医療が行えるように取り決めたものです。

(参考)

福島第一原子力発電所ならびに福島第二原子力発電所においては、福島労災病院（いわき市）・南相馬市立総合病院（南相馬市）・福島県立大野病院（大熊町）・医療法人社団邦論会 今村病院（富岡町）・JA 福島厚生連双葉厚生病院（双葉町）との間で、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を取り交わしております。

以 上